

公示第972号
平成31年4月1日

SK健康保険組合
理事長 高橋 務

健康保険任意継続被保険者の標準報酬月額について公示

健康保険法第47条第二号に規定する当組合の前年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額を任意継続被保険者の標準報酬月額の基礎となる額とみなしたときの標準報酬月額を次の通り定め、平成31年4月1日から適用する。

標準報酬月額	380,000円
標準報酬日額	12,670円

以上